令和3年度組織機構見直しに伴う常任委員会の所管部署について

1 委員会別所管部署の見直し(案)について

現在		見直し後		
 副市長	行財政改革・公共施設等	副市長	(仮)公共施設等マネジメ	
直轄組織	マネジメント推進室	直轄組織	ント推進室	
	政策経営課		(仮)秘書広報課	
	秘書室		政策経営課	
市長公室	情報広報課	市長公室	(仮) 情報政策課	
	地域未来投資推進課	, , ,		
	(仮) 産業経済部へ事業推進担当が移行)		_	
	総務課		総務課	
	危機管理担当		(仮)危機管理課	
総務部	検査管財課	総務部	検査管財課	
	税務課		税務課	
	納税課		納税課	
	市民協働課		市民協働課	
			(生活環境課より交通安全・防犯担当が移行)	
市民部	生活環境課	→ □ +n	(仮) 環境保全課	
11.2 (11)	(市民協働課へ交通安全・防犯担当が移行)	市民部	(課名の変更及び新治広域施設担当を追加)	
	国保年金課		国保年金課	
	市民課		市民課	
保健福祉部	社会福祉課		社会福祉課	
	介護長寿課		介護長寿課	
	子ども家庭課	保健福祉部	子ども家庭課	
	健康づくり増進課		健康づくり増進課	
都市産業部	都市整備課(仮)都市建設部へ移行		曲壮小立部	
	開発指導室	(石) 女果奴	農林水産課	
	典林水产钾	(仮)産業経	(仮)地域未来投資推進課	
	農林水産課	済部	(現行の市長公室から事業推進担当が移行)	
	観光課		観光課	

建設部	一 道路課 上下水道課	(仮)都市建設部	都市整備課 ^{(仮)都市産業部から移行} 開発指導室 道路課 上下水道課	
教育委員会	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課	
会計管理者	会計課	会計管理者	会計課	
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会	農業委員会事務局	
監査委員	監査委員事務局	監査委員	監査委員事務局	
	消防総務課		消防総務課	
消防本部	警防課		警防課	
	予防課	消防本部	予防課	
	西消防署		西消防署	
	東消防署		東消防署	
			総務委員会 文教厚生委員会 産業建設委員会	

2 委員会別所管部署数について

未吕○□	現在		見直し後	
委員会区分	所管部署数	所管課局数	所管部署数	所管課局数
総務委員会	6 部	11課1局1室	6 部	12課1局1室
秘伤安貝云		2署		2署
文教厚生委員会	3 部	11 課	3 部	11 課
産業建設委員会	3 部	5課1局	3 部	6課1局

[※]副市長直轄組織は、部に計上しています。

[※]室については、課に所管しない場合のみ計上しています。

3 かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表について

現行	改正(案)		
(常任委員の所属、常任委員会の名	(常任委員の所属、常任委員会の名		
称、委員定数及び 所管)	称、委員定数及び 所管)		
第2条 (略)	第2条 (略)		
2 常任委員会の名称、委員の定数及	2 常任委員会の名称、委員の定数及		
び所管は、次のとおりとする。	び所管は、次のとおりとする。		
(1) 総務委員会 6人	(1) 総務委員会 6人		
市長公室、総務部、消防本部、会	市長公室、総務部、消防本部、会		
計課及び監査委員事務局の所管に	計課及び監査委員事務局の所管に		
関する事項並びに他の常任委員会	関する事項並びに他の常任委員会		
の所管に属しない事項	の所管に属しない事項		
(2) 文教厚生委員会 5人	(2) 文教厚生委員会 5人		
市民部、保健福祉部及び教育委員	市民部、保健福祉部及び教育委員		
会の所管に関する事項	会の所管に関する事項		
(3) 産業建設委員会 5人	(3) 産業建設委員会 5人		
都市産業部、建設部 及び農業委員	産業経済部、都市建設部 及び農業		
会事務局の所管に関する事項	委員会事務局の所管に関する事項		
	<u>附 則</u>		
	この条例は、令和3年4月1日から		
	<u>施行する。</u>		

※ 改正箇所をゴシック体と下線で表示しています。